

令和7年度実施分

事業承継補助金

第三者へ
事業承継
するための
**売り手
支援**

事業を承継
できるかな？

親族へ事業を
承継したいけど...

親族へ
事業承継
するための
**株価算定
支援**

第三者から
事業を
受け入れるための
**買い手
支援**

その事業！
弊社がぜひ
受け入れたい

それってウチの
新規事業に
ぴったりかも！

そんな中小企業を県が応援します！

物価高騰や人手不足等の影響により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える
神奈川県内の中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐことを目的とします。

支援内容

【親族承継】

株価算定支援

専門家等と連携する
株価の算定の
ための費用を
補助



【第三者承継】

買い手支援

A 従業員を引き続き
雇用する費用を
補助



B 専門家等と連携
する費用を補助



売り手支援

専門家等と連携
する費用を補助



申請期限

令和8年1月30日(金)
(予算がなくなり次第、終了します)

詳しくは県ホームページを
ご覧ください

かながわ 事業承継補助金

検索

こちらからもご覧いただけます▶



補助制度の概要

支援枠	支援区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
親族承継枠	株価算定支援	親族への事業承継を目的として 専門家等と連携する株価の 算定に係る取組	謝金、委託費	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者に あっては2/3以内〕	20万円
第三者承継枠	買い手支援	A 第三者への事業承継に伴い、 譲渡者において常時使用する 従業員だった者を引き続き 県内で雇用する取組 (人件費に対する補助)	人件費 (基本給に限る) 1人当たり月額上限 400,000円 〔小規模事業者に あっては300,000円〕 3か月分まで	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者に あっては2/3以内〕	100万円
		B 第三者への事業承継に係る、 専門家等と連携する取組 (デューデリジェンス費用、仲介費用、 契約書作成費用等に対する補助)	謝金、旅費、 外注費、委託費、 システム利用料、 保険料		100万円
	売り手支援	第三者への事業承継に係る、 専門家等と連携する取組 (企業価値の算定費用、仲介費用、 契約書作成費用等に対する補助)	謝金、旅費、 外注費、委託費、 システム利用料、 保険料	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者に あっては2/3以内〕	100万円

〈第三者承継について〉

- ※1 同一事業者が異なる2つの支援区分を併用して申請することは可能です。
- ※2 過去に交付を受けた補助事業者については、交付を受けた同一区分の補助事業全てを合算した額に対して補助上限額を適用しますので、同一の補助事業者が同一区分の補助上限額を超えて補助金の交付を受けることはできません。
- ※3 「神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金」の交付を受けた事業者は、【買い手支援A】に申請することはできません。

交付要件、補助対象経費等の詳細は、必ず公募要領等でご確認ください。

補助金交付までの流れ



円滑に事務を処理するため、交付申請前に必ず県に事前相談をしてください。

公募期間等

募集期間	令和7年4月1日(火) ~ 令和8年1月30日(金) (予算がなくなり次第、終了します)
補助事業実施期間	交付決定日 ~ 令和8年3月16日(月)
提出・問合せ先	神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-285-0747